

# 本朝における親殺しの不孝の容認

佐野 大介

はじめに

本朝漢土を問わず、古代より近代に到るまで尊屬殺は一般殺人を大きく越えた重罪であつた。<sup>①</sup> 例えば近世まで本朝における最高法典であつた『養老律』名例律第一には、尊屬殺が八逆の一つ悪逆として卷首に擧げられている。

四に曰はく、惡逆。「謂はく、祖父母・父母を毆ち、及び殺さむと謀り、伯叔父・姑・兄弟・外祖父母・夫・夫の父母を殺せるをいふ」(四曰。惡逆。「謂。毆及謀殺祖父母。殺伯叔父。姑。兄弟。外祖父母。夫。夫之父母」)。(『養老律』名例律第二)

そうして、これら尊屬殺の量刑は賊盜律第七に、

凡そ祖父母・父母・外祖父母・夫・夫の祖父母・父母を殺さむと謀れば、皆斬。……已に殺せらば、皆斬(凡謀殺祖父母々々。外祖父母。夫。夫之祖父々母々者。皆斬。……已殺者皆斬)。(『養

本朝における親殺しの不孝の容認

老律』賊盜律第七<sup>③</sup>)

とある。尊屬殺は、「謀(未遂・豫備罪)」、「已殺(既遂)」ともに「皆斬」とされ、一般殺人の「凡そ人を殺さむと謀れば、徒二年。……已に殺せらば、斬(凡謀殺人者。徒二年。……已殺者斬)」と較べて各段に重くなつてゐる。<sup>⑤</sup> 近世の『御定書百箇條』第七一條「人殺并疵付御仕置之事」においても、親殺しは「一 親殺 引廻の上 磔」と、一般殺人の「下 手人(引用者注……死刑の一種。死刑六種中の最輕<sup>⑦</sup>)」に較べて極めて重く規定されている。

近世における親殺しの判例として、『御仕置裁許帳』に實父殺しが三例、實母殺しが五例收録されているが、父殺しはすべて「磔」、母殺しは三例が「磔」、他に「斬」「死罪」が一例づつとなつてゐる。中でも、藤井意齋なる者は、

是ハ建部内匠頭家來、此者父才兵衛と申者を突殺候て、其身致自害、相果候付、内匠頭より土屋相摸守殿え被相達、請取候様ニ御差圖ニ付、鹽漬之儘、使者田中加太夫持參申ニ付、請取之、牢屋

二入置候、

右之者死骸、子十二月廿五日於淺草磔（『御仕置裁許帳』卷一、「一五  
父を弑者類、同疵付る者の類并亂心之者」）

とあり、父才兵衛を殺害した後自害しているにもかかわらず、さらにその死骸は鹽漬けされ牢屋に收監された後、磔にされている。親殺しが、絶対に容認され得ない大罪として認識されていた様子が窺われよう。

ところが、この親殺しについて、容認を示すケースが存在する。『今昔物語集』一九卷第七は、梗概が「鹿に轉生した母が息子の夢に現れ、翌日の狩で自らを射ないよう訴えたが、狩に熱中した息子は訴えを忘れ前世母であつた鹿を射殺す。そうして、それを悔いた息子は出家する」というものだが、その評語に、

逆罪ヲ犯スト云ヘドモ、出家ノ縁ト成ル事如此シ、トナム語り傳  
ヘタルトヤ（『今昔物語集』第一九卷「丹後守保昌朝臣等射母成鹿出家語」第七）

とある。ここでは、轉生した鹿とはいえ、子が親を射殺しているがら、それが「出家の縁」となったことを以て、いわば親殺しを容認する記述となつている。

また、道元の言葉を記録した『正法眼藏隨聞記』には、老母を養つている一子が出家すべきかとの質問に對して、

若し今生を捨て、佛道に入りたらば、老母は設ひ餓死すとも、一

子を放るして道に入らしめたる功德、豈に得道の良縁にあらざらんや。……一子出家すれば七世の父母得道すと見えたり。（『正法眼藏隨聞記』第三）

とあり、「得道の良縁」を理由に老母の餓死をも容認している。

これらは、佛教という價值體系において、孝（親の命）を超越する價值（出家）が存在し、その價值が填補となつて親殺しが容認されたものと考えられる。

では、佛教的價值觀といった例以外で、親殺しが容認、さらには稱賛されるといったことはあるのだろうか。本稿では、本朝の人倫感覺上、親殺しを容認するような思考が存在するのかがどうかについて、邦儒を中心とする人々の史實評價や論說、及び文學作品等より考えてみたい。

### 一、忠孝背反狀況

本朝における道德規範の基礎をなした思想としては、佛教と並んで儒教が擧げられる。儒教的思惟において「父殺し」は、

子の父を弑するは、凡そ宮に在る者、殺して赦すこと無し。其の人を殺し、其の室を壞ち、其の宮を汚にして猪す（子弑父、凡在宮者、殺無赦。殺其人、壞其室、汚其宮而猪焉）。（『禮記』檀弓下）

などとされる。その親殺しを忌むこと、犯人を處刑するのみならず、その家を毀して水溜まり（汚）にするという徹底ぶりである。

親殺しが容認され得るとすれば、失われる親の命を填補し得るよう

な價值が、親殺しによつて得られなければならないであろう。凡そ儒教的思惟において人々の行動を規制するものは、人倫關係における道徳とそこから派生する禮であるといえる。であるなら、親殺しという不孝は、それに相當する價值を有する人倫道徳によつてのみ填補されると考えられよう。

そこで以下、先ず三綱として親子關係と並び稱される君臣關係・夫婦關係において、その下位者からの道徳である忠・貞と孝との背反狀況について考察し、いかなる場合に親殺しが容認され得るのかについて検討する。

本朝において、忠は時に孝より重いとされ、古來より孝との背反が問題となつた事例も数多い。中でも國史上における親殺しを伴う忠孝背反事例といつて先ず思ひつかぶのは、源義朝の事例であろう。保元の亂では、朝廷が後白河天皇方と崇徳上皇方とに分裂し、攝關家・源氏・平氏がそれぞれ二手に分かれて相争つた。この際、義朝は後白河天皇に従い、崇徳上皇に従つた父爲義、弟頼賢・爲朝らと敵對することとなつた。争亂は天皇側の勝利に終り、戦の後、上皇に與した者たちの處罰が行なわれた。義朝は父弟らの助命を嘆願したが許されず、却つて義朝の手によつて父爲義の處刑を行なうよう命ぜられる。最終的に義朝は鎌田正清に命じて爲義を處刑させる。これは、敕命に従い（『忠』、親を殺した（『親殺しの不孝』）、忠孝背反事例といえる。

この事件は多くの史書に取り上げられているが、管見の及ぶ限り、評語を附すものはその全てが義朝を非難している。一例を挙げれば、

義朝……父の首をきらせたりしこと大なるとなり。古今にもきかず、和漢にも例なし。（『神皇正統記』人、二條院條）

本朝における親殺しの不孝の容認

といったものである。

また、淺見綱齋は『忠孝類説』において、和漢の忠孝背反事例を八例取り上げ、それぞれに評語を附している。その第一條「松田左馬助」は、要約すれば、「北條氏小田原城が豊臣秀吉に抱圍されること久しくなつた折、北條の臣である松田尾張守は竊かに豊臣に降ろうとする。それを知つた尾張守の息子左馬助は主君北條氏直に父の逆心を密告する。父の助命が約束された上での密告であつた筈が、結局尾張守は切腹させられる。後、城主氏直は豊臣に降伏し、高野山で謹慎することとなり、左馬助は氏直に従い共に高野山に入る」という事例である。ここで左馬助は、父親の助命を嘆願した上のこととはいえ、主君北條氏直への忠を全うする（『忠』）ために父の叛意を密告（『親殺しの不孝』）し、父はその結果切腹を命ぜられている。忠孝背反事例において忠を優先させた典型的な事例といえる。

綱齋は、この左馬助に對し、

左馬助の志、固より哀しむべし（左馬助之志、固可哀矣）。『忠孝類説』

として一定の同情を示しながらも、

終に高野山に登りて以て遺息を保つ。此れ恨むべきなり（終登高野山以保遺息。此可恨也）。（『忠孝類説』）

と、父や氏直以外の主筋（北條氏政ら）を死なせておきながら、自刃

もせず己のみ生き残つたとして、強く非難する。

義朝は積極的な親殺し、左馬助は消極的な親殺しとなろうが、どちらもその行爲は非難の對象となつており、親殺しの不孝は主君への忠によつても填補されないことが見てとれる。ただ、これは忠に對する孝の完全な優越を示すものではない。忠孝背反について論ずる際には、多くはその大小が問題とされる。

以下、忠孝背反事例を一般化してその對應について論じた林羅山と中井履軒との論を採り上げて考察する。羅山は、「父の惡事・叛意を君に訴えるべきか」といつた左馬助と同型の忠孝背反事例について、

其子ツカヘテ官位ニノボリタラン人ナラバ。父纒ノ僻事アラバカクスベシ。内内ニテ諫ムベキナリ。若父野心ヲ夾ミ國家ヲ妨グベキ企アランニ。諫メテ幾度モシテキカズバ。李瓏カ例ニモシタガフベシ。……或ハ平人ナラバ野心ノオソレナシ。……タゞヒソカニカクシテ居ルベキニヤ。(『儒門思問錄』卷第一上「父攘羊子證之石碯李瓏」)

とする。まず、當事者である子を官吏と平人とに分類し、平人であれば國家反逆といつた大きな罪は犯せないので父の罪を隠し、官吏であればさらに父の罪を大小に分類し、國家反逆等の大罪は(父が處刑されるとしても)訴え、纒かの僻事といつた小罪は隠す、との主張である。なお、卷一下にも類似した議論が見え、

私事ハ恩愛ナリ。……公義ハ大義ナリ。幾度モ諫メテ。父キカザラントキニハ分別アルベシ。別ニスベキヤウナカラシキハメニハ。

己カ身ヲステンカ。(『儒門思問錄』卷第一下「孔子不聽父子訟」)

として、どうしようもない場合には己の身を捨てることを主張する。

中井履軒は、「忠孝兩全論」(『履軒敝帚』)において忠孝背反事例を三種に分類し、①親の命と君の命と、②親の命と君の靴と、③親の命と君の璽符と、のそれぞれの二者擇一という状況を設定する。

人有りて之に謂ひて曰く、而若(みづか)が君を殺せ。我則ち若(みづか)が父を釋さむ。不(しか)らば則ち遂に若(みづか)が父を殺さむ」と。苟くも人心有る者、皆な爲さざるなり(有人謂之曰、而殺若君、我則釋若父。不則遂殺若父。苟有人心者、皆弗爲也)。(『履軒敝帚』「忠孝兩全論」)

曰く、「而若(みづか)が君の履を竊みて我に奉ぜよ。我則ち若(みづか)が父を釋さむ」と。辜(む)を君に得と雖も爲すべし(曰、而竊若君之履而奉於我。我則釋若父。雖得辜於君可爲也)。(『履軒敝帚』「忠孝兩全論」)

曰く、「而若(みづか)が君の璽符を竊みて我に奉ぜよ。不(しか)らば則ち遂に若(みづか)が父を殺さむ」と。孝に顯(も)つらなる者猶ほ之を爲す。忠に顯(も)つらなる者爲さず。一に顯(も)つらにして全と謂ふべからず(曰、而竊若君之璽符而奉於我。不則遂殺若父。顯乎孝者猶爲之。顯乎忠者弗爲。顯乎一不可謂全矣)。(『履軒敝帚』「忠孝兩全論」)

つまり、忠孝背反状況を一般化・抽象化して、それぞれの場合の忠孝の實行に必要なコストの大小を設定し、①孝||極大・忠||極大、②孝||極大・忠||小、③孝||極大・忠||大、というそれぞれの背反状況

について、①は選擇不能、②は親の命を優先、③は孝を重んじる者は孝優先、忠を重んじる者は選擇不能、とするのである。  
そうしてさらに、選擇不能時は、

然らば則ち之を爲すこと奈何。死有るのみ（然則爲之奈何。有死而已矣）。（『履軒叢書』「忠孝兩全論」<sup>26</sup>）

として、己が死ぬことが最善手であると結論する。

以上より、忠孝背反事例において、親の命を見捨てる、廣義の「親殺し」が容認される條件としては、羅山によれば國家反逆の阻止、履軒によれば君の命（場合によっては君の璽符）の保全があることが分かった。つまりここでは、親の命を填補し得る價值として、國家・君の命（君の璽符）が想定されているといえよう。

## 二、貞孝背反状況

三綱の一である夫婦關係は、

天地有りて然る後に萬物有り。萬物有りて然る後に男女有り。男  
女有りて然る後に夫婦有り。夫婦有りて然る後に父子有り。父子  
有りて然る後に君臣有り。君臣有りて然る後に上下有り。上下有  
りて然る後に禮儀も錯く所有り。夫婦の道は以て久しからざるべ  
からざるなり（有天地然後有萬物。有萬物然後有男女。有男女然  
後有夫婦。有夫婦然後有父子。有父子然後有君臣。有君臣然後有  
上下。有上下然後禮義有所錯。夫婦之道不可以不久也）。（『周易』  
序卦）

本朝における親殺しの不孝の容認

などと人倫の根本であるともされ、貞は忠に次いで孝との背反が問題となる徳目である。多く「夫の死後、實親が無理に再婚を勧める」といった形で顕在化するが、史上さらに尖鋭な背反として、「夫と父とが對立した場合、婦人はどちらに従うべきか」といった事例がある。

親殺しを伴う貞孝背反としては、景行天皇の寵を受けた市乾鹿文（いちふかや）が朝廷に反抗する父熊襲梟帥を謀殺し、「其の不孝の甚だしきを惡み（惡其不孝之甚）」たもうた天皇によつて誅殺された例がある（『日本書紀』卷七、景行天皇一二年一二月條<sup>27</sup>）。ここでは、天皇への貞（忠でもあ）によつてすら親殺しが容認されていないことが見てとれる。

また、正徳元年に發生したある貞孝背反事件に關して、新井白石が詳細に論じている。その事件の梗概は、「ウメの實父甚五兵衛と兄四郎兵衛とが、ウメの夫伊兵衛を殺害、伊兵衛は行方不明となる。數日後河原で身元不明の死體が発見され、父兄の犯行を知らぬウメが人物照會を申し出、伊兵衛の死體と判明する。そこから甚五兵衛等の凶行が露見し、處罰に到る」というもの（新井白石『折たく柴の記』卷下）。

ウメの行爲によつて結果的に、夫の敵が討たれ（＝貞）、父が死罪（＝親殺しの不孝）という貞孝背反事例が成立するわけだが、この事件が「子が父を訴えた罪」<sup>28</sup>を形成するのにかついて、白石は以下のように述べる。

人の妻たるものは夫に従ひて、父に従ふまじき義あることをしるべし。（『折たく柴の記』卷下<sup>29</sup>）

白石は、『儀禮』載す喪服の制において、妻の夫に對する喪が斬衰

三年で、實父に對する喪が齊衰一年であることや、「婦人に三從の義有り。專用の道無し。故に未嫁は父に従ひ、既嫁は夫に従ひ、夫死せらば子に従ふ。故に父は子の天なり。夫は妻の天なり（婦人有三從之義、無專用之道、故未嫁從父、既嫁從夫、夫死從子。故父子之天也。夫者妻之天也）」（『儀禮』喪服）という所謂婦人三從の説などを根據に、妻にとつては夫が父より上位の權威者であるとして、夫の爲に父を犠牲としたウメの無罪を主張する。

一方、大學頭林信篤は、『春秋左氏傳』載す、夫による實父殺害計畫を知つた妻が實母に去就を相談した際の實母の科白「人盡く夫なり。父は一のみ（人盡夫也。父一而已）」（『春秋左氏傳』桓公一五年）を以てウメを處罰することを主張した。白石の「夫は妻の天なり」という原則と、林信篤の「父は一のみ」との原則とが完全に對立しており、この問題の難しさを物語っている。

勿論、白石も夫が父に完全に優先するとする譯ではない。白石は、本件に關しては、單に夫と父とのどちらを優先するかといつた問題ではなく、本件が「人の婦として、父其夫を殺すのごときは、人倫の變最大なるもの」（『最大の異常事態』であることと、そもそもウメに父を訴える意志が無かつたこと（夫の死亡も父兄がその犯人であることも知らず、ただ死體の檢分を申請しただけで、父の死罪は無自覺的結果）とを併せて強調しており、自覺的に親殺しを行なつた案件では自ずから異なる結論となるであろうことは疑いない。

ただ、ウメの「親殺し」に準ずる行爲の容認を主張する判斷基準として、「父其夫を殺す」が擧げられていることから、貞孝背反事例において、廣義の「親殺し」を容認する可能性が発生する條件として、「父による夫の殺害」があることが分かる。つまりここでは、親の命

に相當し得る價值として、夫の命が想定されているといえよう。

### 三、孝孝背反狀況

#### 三―一、父への孝と母への孝との背反

孝が働く場である親子關係には、「實親―實子」の他、「養親―養子」「繼親―繼子」「舅姑―嫁」など、さまざまな社會的親子關係が存在する。ために、孝と孝とが背反する狀況というものを想定すること可能である。

これらの中で、最も發生する素地の多いものは、父に對する孝と母に對する孝との背反であろう。中井履軒が『年成錄』において言及するのにも、この型の孝孝背反事例である。事件は、「妻（後妻）が閨男と謀つて夫を殺害。それを見た子（繼子）が妻（繼母）の頸を落とす」というもので、父の敵討ち（『孝』のために繼母を殺す（『親殺しの不孝』という構造になつてゐる。さらにこの事件は、「繼子が、自分は父の敵を討つたが、母殺しの罪人である」として官憲に出頭。獄に繋がれ三年經ち、いよいよ處刑が行なわれんとした際に、ある士が述べた意見が採用され、死刑を免れる」と續く。

領主に死刑を翻意させたその意見とは、

かの繼母はわれとは他人なるを、何ゆゑ母とおなじくするや、父の妻なる故にあらずや、……父の妻刀をぬき夫の胸につきたる時、夫婦の縁はなれずや、……父と夫婦のゑんはなれたれば、われとはもとの他人なり、父を殺したる他人をきりたるは、まことの敵うちこそ、罪は少しもあるまじく、（『年成錄』）

というもので、「繼母―繼子」の親子關係は、繼母が父の妻であることとを前提として成立する。「繼母が父を殺した時點でその夫婦の義は消滅している」との前提から、「子が殺したのは繼母ではなく他人である」との結論を導きだした三段論法となっている。「及び妻、……及び夫を害せむとせらば、赦に會ふと雖も、皆義絶と爲よ（及妻、……及欲害夫者。雖會赦。皆爲義絶）」（『養老令』戸令第八<sup>35</sup>）といった認識に沿った考え方といえよう。

結局この繼子は死刑は免れたが鎖門とされた。この判決に關して履軒は、

かの童子は賞翫して召しつかはれてこそよけれ、世すて人となし、は、なほ刑名の垢のすこし残りたるにぞ（『年成錄』<sup>36</sup>）

として、子に同情的な評價を下している。履軒の考えでは、父の敵討ち（『孝』）のための繼母殺し（『親殺しの不孝』）が容認されているとしてよいであろう。

同様の例は、明治七年發行の『近世孝子傳』にも見え、「繼母と姦夫とが父を殺害。その子である兄弟が姦夫を殺し、それを見た繼母は逃亡するも追捕され獄に下される」（下總の二童）というものがあつた。ここで兄弟は直截繼母を殺したわけではないが、兄弟の姦夫殺害から繼母の逃亡・捕縛に至っており、前の事例と「孝のための不孝」という構造を一にする。

『近世孝子傳』には類似する事例がもう一件収録されており、「ある親への孝のために、別の親への親殺しの不孝が容認される」という法則がさらに顯著に表れている。以下、全文を載す。

本朝における親殺しの不孝の容認

舊幕府同心某に一女あり。其母隣家の奴と姦通し、竊に其奴と相謀り、本夫を殺さんとす。其女時に歳十三なり。これを聞て竊に憂ひて、自ら以謂、之を父に告れば母殺されん。告されば父殺されん。これを如何すへきと。既にして自ら意を決して曰く、「父重くして母輕し、寧ろ不義の母を殺さん」とて、やがて之を父に告れば、父大に怒り、刀を拔て母と姦夫とを殺せり。即夜、その女、谷中の善光寺に奔り、寺主に其故を告げ、弟子となり、髮を剃り、尼となりて母の冥福を修せんことを固く請へども、許さざるうちに、父また尋ね來れり。仍て、其父と相議して尼とぞなしにける。幕府其の事を聞て、寺主に命じて女を以て法嗣となすと云。（『近世孝子傳』附錄<sup>37</sup>）（句讀點傍點括弧引用者）

こちらは先と異なり、相手が實母である。「之を父に告れば母殺されん。告されば父殺されん」と認識しているながら「寧ろ不義の母を殺さん」と考え、父の命を守るために（『孝』）、母の命を諦め密告（『親殺しの不孝』）したことになる。自ら親殺しを行なつた譯ではないが、娘の密告が母の殺害に直結するため、これも廣義の親殺しといえよう。

ここで、撰者城井壽章は上の二例について、

古の曾我氏兄弟はいふに足らず、日野阿新と美を千載の上に媿ぶと云べし。……嗚呼此兒の知略此女の果斷ハ天地神明の暗贊冥助して以て此一雙美を成さしむる所にあらざるを知らむや。（『近世孝子傳』附錄<sup>38</sup>）

と繼母殺しのみならず、實母殺しさえも共に大いに賞賛している。また、「孝子傳」と銘打たれた該書に収録していることから、この娘を「孝子」と見なしていることが分かる。

以上より、父母背反事例において、親を訴え死罪とさせる、廣義の「親殺し」が容認される条件としては、父の敵討ちがあることが分かった。つまりここでは、母の命を填補し得る価値として、父の命が想定されているといえよう。

### 三一、實父への孝と養父への孝との背反

次に、養子に出された者における、實父への孝と養父への孝との背反について考察する。江戸幕府成立後、筑後柳河藩の初代藩主となつた立花宗茂は、幼少の頃、立花家（戸次鑑連）が實父高橋鎮種より貰い受けた養子であるが、養子として出される際、實父鎮種は宗茂に向かつて、

向後は我等を夢にも親と思ふ間敷、明日にも鑑連と弓箭の習、敵味方とも成りなば、鑑連の先鋒と成り、成る程我等を打取るべし、鑑連は常に未練なることを、大に嫌はれ候間、自然不覺にて、鑑連より義絶せられなば、岩屋に歸らず、直ぐに潔く自害せらるべし（『名将言行録』第之二十六「高橋鎮種」）

と語つたという。實父が、養子に出される實子に對し、「己と養父とが戦となつた際は、養父側として己を討ち取れ」と諭したとのエピソードである。ここでは、實父と養父という、二者の孝の對象が對立した際、養父側に與し（＝孝）、實父を討ち取る（＝親殺しの不孝）こと

が推奨されている。

心學にも養父と實父とへの孝の背反について論じたものがあり、

問。此二養子ニ行タル者アリ。若實父其養父ヲ殺サバ其實父ヲ敵トシテ討ルベキヤ。

答。養父ノ敵ヲ討、其首ヲ廟前ニ手向ベク候。（『石田先生語録』卷一）

と、敵討ちという養父への孝のためであれば、親殺しという實父への不孝も容認されることが明言されている。さらに、卷一七には、實父と養父とが、口論から切り合いに及んだ場合を假定して、子の取るべき行爲について論じている。

咨、是非ナシト云フテ其間中へ飛入ラン。其時ニ至、我身ヲ切ラレバ切ラレ。マ、ヨ、此時雙方親ノ爲ニ一命ヲ舍テ、我身ヲ忘レテ孝トセン。（『石田先生語録』卷一七）

子は二人の間に飛び入り、己が切られることにより切り合いを止めるべきとの主張であり、忠孝背反事例における選擇不能時は己の死を選擇すべしとする羅山・履軒の説に類似する。

以上より、實父養父背反事例において、實親を討つ親殺しが容認される条件としては、實家養家間の戦及び養父の命の保全があることが分かった。つまりここでは、實父の命を填補し得る価値として、養父の命が想定されているといえよう。



#### 四、孝不孝一致状況

ここまで異なる二者への孝が背反する状況について考察してきたが、ここでは、親殺しを伴う同一人物への孝不孝の一致状況について考察する。つまり、親殺しが同時に殺された親への孝ともなるという状況である。

状況が特殊なため、管見の及ぶ限りでは史實で適当な例は見当たらなかったが、文学作品にその例が見られる。『西鶴諸國はなし』三ノ七「因果の抜け穴」は、「父子で兄の敵討ちに行くが、父が穴に詰まり捕らえられそうになったので、子が父の頸を落として持って逃げ」という話であるが、このモチーフは、『今昔物語集』卷一〇第廿二、『注好選』上、『源平盛衰記』卷二〇などに見える説話を元にしたものである。

ここでは、『注好選』載す説話を示す。

荊保と云ひし人は、飢饉の爲に家貧しきが故に、父と共に隣の州に行きて人の財を盗む。即ち父と子と財を盗む間、家人並びに近き邊、各出て叫びて之を追ふ。二人逃げ走ること、猫に逢へる鼠の如し。即ち子は疾く走り、父は遅く逃ぐ。垣を破りて出づる時に、子先に出でぬ。父が頭は垣の外に在り、其の足は垣の内に捕へられぬ。時に荊保、劔を以て父の頸を殺りて去る。父恥を惜しみが故に、喜びて痛からず。時の人之を稱して孝子と名づく。『注好選』上「父の頸を殺りて孝子とす」第八九(傍點引用者、以下同)

これは、父に盗人の汚名を着せないために、頸を切つて殺すというも

本朝における親殺しの不孝の容認

ので、時の人はその子を「孝子」と稱賛したという。他の類話も、「生テ恥ヲ見ヨリハ、不知ジ、祖ヲ斂シテ誰人ト云フ事ヲ不知レデハ止ミナムト」(『今昔物語集』第一〇卷「震旦盗人入國王藏盜財繁父語」第廿二)、「父が恥みん事を悲しみて、劔を抜きて其の頸を切」(『源平盛衰記』卷二〇「楚效荊保事」)などであり、父の名譽を守る(「孝」)ために父の頸を落とす(「親殺しの不孝」)に到つたものといえよう。

さらに、近松門左衛門の淨瑠璃『平家女護島』第三段「朱雀の御所の場」的一幕は、「もと源氏に仕え、現在では平氏に仕えている彌兵衛宗清は、平重盛の命で、亂行が噂される常盤御前の素行調査を行なう。宗清の調査から、常盤が亂行を隠れ蓑に平氏打倒の擧兵のための兵集めをしていたことが判明する。宗清は、舊主である常盤母子を見逃したく思うのだが、現主である平氏を裏切るようになるためおそれとは實行できない。そこで、己を討つて逃げるよう常盤母子に訴えるが、常盤は誠ある武士(宗清)を討つことはできないとして肯んぜず、兩者行動不能となる。その時、常盤御前に仕えていた宗清の娘雛鶴が父の心を汲んで父を刺し、常盤母子を逃がす」というもの。

結果的に宗清は死んでおらず親殺しの事例とはいえないのだが、不孝が即ち孝となる事例であるためにここに擧げた。ここで、宗清は己を槍で突いた娘に、「出来しをつた」(『平家女護島』)と感謝し、常盤母子も「血筋程有る心ざし子といひ親といひ」と雛鶴の行爲を稱賛しており、この作品の中で、この「親への傷害」が極めて好意的に描かれていることが見てとれる。

ここで宗清は、ただ母子を見逃がすことを、「薄手も負はず落しては、宗清が武士が廢るが」(「引用者注……常盤に叛意あればそれを討てとの重盛の命を」)畏つたと請合し一言は須彌山より猶重し。彌兵衛が一

生・の・廢・る・と知らぬ恨めしや」と表現しており、雛鶴は、父が「廢る」のを防ぐ、即ち父の武士としての義理・名譽を立てしめる（「孝」）ために、父を刺す（「親傷害の不孝」という構造になっている）。

筆者はかつて、孝を構成する三要素について「養親―後嗣―服従」という優先順位があると論じたが、本節で考察した事例は、その最優先とされる「養親」を越え、養うべき親を殺してでもその名譽を守ることを優先するもので、本朝における「名」の重さを如實に表わしたものと見えよう。

以上より、一行動における孝不孝一致事例において「親殺し」が容認される条件として、親の名譽の保全があることが分かった。つまりここでは、親の命を填補し得るものとして、親本人の名譽が想定されているといえよう。

### おわりに

ここまでで、親殺しという極大の不孝を填補し得るものとして、①忠孝背反事例においては國家・君の命（君の璽符）、②貞孝背反事例においては夫の命、③父母背反事例においては父の命、④實父養父背反事例においては養父の命、⑤一行動における孝不孝一致事例においては父の名譽、があることが確認できた。大きくいって、國家・君・夫・他の親（父・養父）の命のためには、親殺しが容認される。つまり、親の命を填補するには、「親と同等またはそれ以上の価値を持つ存在」すなわち三綱における上位者の命が必要であることとなる。これに価値の及ばないものでは、親の命を填補することはできず、親殺しが容認されることはない。例えば、親殺しを行なった義朝は大いに非難されているが、これは、その親殺しが意識的なものであったこと

の他に、親の命という極大のマイナスを填補するのに、「救命に従うという忠」では価値が足りないということがあったと考えられる。これに對して、「親の名譽」は、親の命を填補するに足る価値として認識されていたことも読みとれよう。

この、「親と同等またはそれ以上の価値を持つ存在」としては、親以外には、親とともに三綱における上位者である君・夫が相當する。「親」を細分した場合は、「母」に對しては「父」が、「實父」に對しては「養父」がこれに當る。

父母背反事例において、管見の及ぶ限りで、母の父殺しのみ問題視され、父の母殺しについては言及が見あたらないのは、當然『近世孝子傳』に見えた「父重くして母輕し」なる觀念に基づくためであるが、さらに具體的には、

若し父、母を殺せらば、乃ち是れ夫、妻を殺す。母は父より卑し。此の子告げずして是なり。……母の將に殺さむとするを知れば、理、應に父に告ぐべし。如し其れ已に殺せらば、宜しく官に聽告すべし。今、母、父を殺して子告げざれば、便ち是れ母を知りて父を知らず。識は野人に比なちび、義は禽獸に近し（若父殺母、乃是夫殺妻。母卑於父。此子不告是也。……知母將殺、理應告父。如其已殺、宜聽告官。今、母殺父而子不告、便是知母而不知父。識比野人、義近禽獸）。『魏書』卷八八、列傳七六、良吏傳「竇瑗」

などと、父母が互いに相手を殺害した場合、子にとつて父は母より優先されるとい認識と軌を一にするといえよう。

また、近松の淨瑠璃などによく見られるように、「義理と人情」と

が對立した場合は義理を優先させるべきだというのが近世望ましいとされる思考であった。例えば、己の子と他人の子とのどちらか一人しか助けられない場合に、他人の子を優先するというのは、一つの美談の型であるが、五井蘭洲はこのことについて、

吾に嬰兒有り。人又我に託すに嬰兒を以てし、業已に之を諾す。即ち難に臨み兩全する能はざれば、寧ろ吾が子を舍つべし。是れ義なり（吾有嬰兒。人又託我以嬰兒、業已諾之。即臨難不能兩全、寧舍吾子。是義也）。〔瑣語〕下

と述べて、他人の子即ち義を優先させるべきことを主張している。先の「養親―實親」背反事例についても、こういつた情に對する義の優先という意識が働いていると考えられよう。また、忠孝背反における羅山・履軒や、實父養父背反における梅岩のような、「二律背反により行動不能に陥った場合は己の命を捨てよ」との主張も、この「義理と人情との板挟み」より死を選ぶという當時の好みと關連したものであろう。

以上より、親殺しは時に容認されること、また、容認の可能性が生じる條件としては、親の命に相當する價值、即ち三綱における上位者の命、或いは親本人が己の命より價值があるものによつて、親の命喪失というマイナスが填補されることが必要であることが分かった。逆にいえば、多くの場合で人倫上最大の價值を持つとされる親の命も、常に獨尊の存在たり得るわけではなく、時にこれに相當する價值が存在し得るといえるであろう。

注

- (1) 昭和四八年四月四日、最高裁判所において、刑法二〇〇條で規定されていた尊屬殺人罪における重罰規定が違憲であるとの判決が下り、平成七年の刑法改正において、同條が削除された。これによつて、本朝では法律上、尊屬殺人罪と普通殺人罪との差異が消滅した。
- (2) 井上光貞他校注、日本思想大系3『律令』（岩波書店、一九七六年）、一六頁。なお、返り點・ルビ等は省略した。以下同。
- (3) 『律令』、九〇頁。
- (4) 『律令』、九一頁。
- (5) 「皆斬」とは日本思想大系『律令』該當部の注に、「皆斬―首従の別を立てず、共謀者はすべて斬刑とするの意」（『律令』、八七頁）とある。
- (6) 内藤耻叟校訂『御定書百ヶ條』（松野勇雄出版、一八九五年）、一一二頁。
- (7) 『御定書百ヶ條』、一一四頁。
- (8) 石井良助編、近世法制史料叢書1『御仕置裁許帳・嚴牆集・元祿御法式』（創文社、一九五九年）、三九頁。
- (9) 武家法である『御定書百個條』は、「主殺 二日晒一日引廻 鋸挽之上際」（『御定書百ヶ條』、一一一頁）とあり、主殺しのみ鋸挽（最高刑）とするが、實際は尊屬殺にも鋸挽が用いられることがあった。新井白石『折たく柴の記』巻下に、「近例、主人・父母を殺せしもの事は、鋸挽といふものに行はれ、その妻子等も死刑に行はる」（松村明校他校注、日本古典文學大系95『戴恩記 折たく柴の記 蘭東事始』（岩波書店、一九六四年、三九九―四〇〇頁）とある。
- (10) 山田孝雄他編、日本古典文學大系25『今昔物語集』第四集（岩波書店、一九六二年）、七六頁。
- (11) 懷裝編、和辻哲郎校訂『正法眼藏隨聞記』（岩波書店、一九二九年）、

- 八五頁。
- (12) 指摘するまでも無いことだが、上位者から下位者への「慈」「恵」などの徳目は、一般的に強度の點で下位者から上位者への徳目と較べ物にならない。ために、我が子を埋めて親の食事を確保しようとした郭巨埋子譚などに端的に表れているように、互いの背反が深刻な葛藤を生むことは少ない。
- (13) 例えば津田左右吉氏は、「儒教の道德思想では親子がもとであり君臣がそれに次ぐものとなつてゐるが……、孝を百行のもととする儒教道德に對して、日本では孝よりも忠が重いと説かれるやうにもなつた」(『シナ思想と日本』(岩波書店、一九三八年)、八五頁)とする。
- (14) 『愚管抄』卷四・『保建大記』上卷庚戌(大治五年)條・『讀史余論』卷二「上皇御政務之事上」後白河院條・『通語』第一「保元語」など。
- (15) 岩佐正校注『神皇正統記』(岩波書店、一九七五年)、一四〇頁。
- (16) 本稿では、實際に手を下しておらずとも、親を見殺しにしたり、己の行爲で親が命を失うことが豫想され得ていながら敢てそれを行なうといった場合も、廣義の「親殺し」として取り扱う。
- (17) 近藤啓吾・金本正孝編『淺見綱齋集』(國書刊行會、一九九〇年)、六九九頁。
- (18) 『淺見綱齋集』、六九九頁。
- (19) 「李瑋力例」とは、唐の徳宗の世、李瑋が父李懷の叛意を訴え出、結果李懷が處刑された事例を指す。
- (20) 關儀一郎編『日本儒林叢書』第八卷(鳳出版、一九七八年)、一三頁。
- (21) 『日本儒林叢書』第八卷、三九頁。
- (22) 關儀一郎編『日本儒林叢書』第九卷(鳳出版、一九七八年)、二二頁。
- (23) 『日本儒林叢書』第九卷、二二―二三頁。
- (24) 『日本儒林叢書』第九卷、二二頁。
- (25) 『日本儒林叢書』第九卷、二二頁。
- (26) 『列女傳』『華陽國志』などに多く見られる。
- (27) 『新訂増補 國史大系(普及版) 日本書紀』前編(吉川弘文館、一九五一年)、二〇六頁。
- (28) 八虐に、「七に曰はく、不孝。「謂はく、祖父母・父母を告言・詛言し」(七日。不孝。「謂。告言詛言祖父母母」)。(『養老律』名例律第一「律令」、一八頁)とあり、子が直系尊屬を訴えるのは重罪であつた。
- (29) 『戴恩記 折たく柴の記 蘭東事始』、三三九頁。
- (30) この事件に關しては、桑原隲藏『中國の孝道』(講談社、一九七七年)、一一〇―一一五頁に詳しい。
- (31) 『戴恩記 折たく柴の記 蘭東事始』、三四〇頁。
- (32) 例えば漢土の例では、「中國には舊來、幾種類もの父母が社會的にあつた。三父八母、六父十二母、或は四父六母等といわれるものがこれである。しかし、これらの父母の内、法律上、親權者とし、且、子が扶養義務を負つた父母は、主として親父母、養父母、及び嫡母、繼母、慈母(いわば二父五母)の範圍であろう」(仁井田陞『中國法制史』(岩波書店、一九五二年)、二六九頁)とされる。
- (33) 一般的な親同士の背反としては、以下で挙げる「父―母」「養親―實親」の他に「舅姑―實親」という背反も想定しうるが、實際は「嫁家―實家」の背反となり、多く「夫―實親」背反事例と同型となる。なお喪制では、既婚女性の喪期は舅・實父ともに齊衰不杖期(杖つかず、麻履する者……、女子子の人に適く者、其の父母と、昆弟の父の後と爲る者の爲にす(不杖、麻履者……、女子子適人者、爲其父母、昆弟之爲父後者)・「婦、舅姑の爲にす(婦、爲舅姑)」(『儀禮』喪服)とある。
- (34) 瀧本誠一編『日本經濟叢書』卷一六(日本經濟叢書刊行會、一九一五年)、五八四頁。

- (35) 『律令』、一三五頁。
- (36) 『日本經濟叢書』卷一六、五八四頁。
- (37) 城井壽章撰『近世孝子傳』(槐陰書屋藏版、一八七四年)、三八葉表—三九葉裏。
- (38) 『近世孝子傳』、四〇葉表—裏。
- (39) 喪制は、養子は養父に斬衰三年(喪服斬衰……、人の後と爲る者、〔後とする所の父の爲にす〕(喪服斬衰……、爲人後者、〔爲所後之父〕(引用者注……、爲所後之父)五字は、賈疏に「雷氏云へらく、此の文當に「爲人後者爲所後之父」と云ふべしと(雷氏云此文當云爲人後者爲所後之父)」とあるのに従い補う)、「儀禮」喪服)、實父には齊衰不杖期(杖つかず、麻履する者……、人の後たる者、其の父母の爲にす(不杖、麻履者……、爲人後者、爲其父母)、「儀禮」喪服)であり、養父がより重い。
- (40) 岡谷繁實撰『名將言行錄』第三册(牧野書房、一八九五年)、七八九頁。
- (41) 柴田實編『石田梅岩全集』上卷(清文堂出版、一九七二年)、二五一頁。
- (42) 『石田梅岩全集』下卷(清文堂出版、一九七三年)、一二九頁。
- (43) 馬淵和夫他校注、新日本古典文學大系31『三寶繪 注好選』(岩波書店、一九九七年)、二七五頁。なお、新日本古典文學大系本の注に、「源流は生經二、佛說舅甥經一二で、もとインド種の話が中國說話化したもの」(『三寶繪 注好選』、二七五頁)とある。
- (44) 日本古典文學大系23『今昔物語集』第二集、三二二頁。
- (45) 國民圖書株式會社編『日本文學大系』第一五卷(國民圖書株式會社、一九二六年)、七二〇頁。
- (46) 高野辰之・黒木勘藏編『近松門左衛門全集』第八卷(春陽堂、一九二三年)

本朝における親殺しの不孝の容認

- 年)、五〇二頁。
- (47) 『近松門左衛門全集』第八卷、五〇二頁。
- (48) 『近松門左衛門全集』第八卷、五〇二頁。
- (49) 子にとつて父の名譽は孝の構成要件であつた。例えば冢田大峯は、「遷と固と、子を以て之を視れば、則ち父をして名を没せしむ。斯れ歎ずべし(遷與固、以子視之、則使父没名。斯可歎也)」、「隨意錄」卷二(東壁堂、一八二九年)、三七葉表)として、父の名を揚げなかつたことを以て司馬遷と班固とを批判している。
- (50) 拙稿「儒家系文獻における「孝」と「不服従」との関係」(『中國研究集刊』律號(總第30號)、二〇〇二年)参照。
- (51) 漢土の『列女傳』や正史傳記などに枚擧に暇無い。本朝でも、所謂「二門三賢」説話が多くの書物に収録されており、また同モチーフの話として、井原西鶴『武家義理物語』卷五第二「同じ子ながら捨てたり抱いたり」などがある。
- (52) 關儀一郎編『日本儒林叢書』第一卷(鳳出版、一九七八年)、二八頁。